

## 議案第 24 号

### 前橋市個人情報保護条例の改正について

令和 4 年 3 月 2 日提出

前橋市長 山 本 龍

### 前橋市個人情報保護条例の一部を改正する条例

前橋市個人情報保護条例（平成 9 年前橋市条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 7 号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項」を「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 9 項」に改める。

第 17 条第 3 号イ中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）第 14 条第 2 号ハに規定する公務員等」を「国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。））、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。